

埼玉県休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、予算の定めるところにより、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱第22条第1項各号に掲げる鉱山に係る鉱害を防止するため、坑廃水処理を行う者に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、埼玉県補助金等の交付手続に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(坑廃水処理補助対象経費及び補助金の額)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費（以下「坑廃水処理補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 坑廃水処理補助対象経費は、当該年度の坑廃水の処理（坑廃水の集水及び処理）に要する経費とする。
- (2) 補助金の額は、坑廃水処理補助対象経費の4分の1を限度とし、かつ、補助金の額と国が交付する当該坑廃水処理補助対象経費に係る補助金の額との比を1対3とするものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の7月31日までに、様式1の補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(添付書類)

第4条 規則第4条第2項第5号の規定による添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 様式2の処理計画書
- (2) 様式3の処理費明細書

2 規則第4条第2項第3号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付の決定)

第5条 知事は、規則第5条の規定により、補助金の交付の決定をするときは、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付決定通知書の写しに依拠して行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第7条による通知は、様式4の補助金交付決定通知書により行うものとする。

2 知事は、前項の補助金交付決定通知書の写しを関東東北産業保安監督部長に送付するものとする。

(交付の条件等)

第7条 規則第6条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 坑廃水処理補助事業に要する経費の配分又は坑廃水処理補助事業の内容を変更する場合は、様式5の計画変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けること。ただし、費用費目間の流用で流用の経費の額が流用先の経費の額の一割以内となるものについては、この限りでない。

(2) 坑廃水処理補助事業を90日以上中止し、又は廃止する場合には、様式5の計画変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(計画承認の変更等)

第8条 知事は、前条第1号及び第2号の承認をするときは、国の計画変更承認通知書の写しに依拠して行うものとする。

2 知事は、前条第1号及び第2号の承認をしたときには、様式6の計画変更承認通知書を坑廃水処理補助事業者へ通知するとともに、通知書の写しを関東東北産業保安監督部長に送付するものとする。

(申請書の取下げ)

第9条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受領した日から15日以内とする。

2 規則第8条の規定による申請の取下げは、様式7の補助金交付申請取下届によるものとする。

(着手又は再開の届出)

第10条 坑廃水処理補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、知事に遅滞なく様式8の処理着手又は再開届を提出しなければならない。

(1) 第5条の交付決定に基づき坑廃水処理補助事業に着手したとき。

(2) 第7条の承認を受けて中止した坑廃水処理補助事業を再開したとき。

(状況報告)

第11条 坑廃水処理補助事業者は、毎月の坑廃水の処理状況を、翌月の末日までに知事に報告するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、様式9の実績報告書に様式10の処理報告書及び様式11の処理費決算書を添付して、事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、規則第14条の規定により、補助金の額を確定するときは、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)の確定通知書の写しに依拠して行うものとする。

(確定の通知)

第14条 規則第14条の規定による確定の通知は、様式12の確定通知書により行うものとする。

2 知事は、前項の確定通知書の写しを関東東北産業保安監督部長に送付するものとする。

(支払請求)

第15条 坑廃水処理補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金の額の確定通知を受けた後において、様式13の精算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理事業の完了前に、これに必要な経費の一部の支払を受けようとするときは、様式14の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第16条 知事は、規則第20条の規定により、必要があるときは、坑廃水処理施設に立ち入り、処理状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対して質問をすることができる。

2 知事は、前項の立入検査の結果、坑廃水処理補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って当該事業を遂行していないと認めるときは、坑廃水処理補助事業者に対し、これらに従って、坑廃水処理を行うべきことを命ずることができる。

(決定の取消し等)

第17条 知事は、規則第16条の規定により、坑廃水処理補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定又は変更の承認に際して附した条件に違反したとき。
- (2) 第10条、第11条若しくは第12条の規定又は前条第2項の命令に違反したとき。
- (3) 補助金をその交付の対象となっている用途以外に使用したとき。

(補助金の返還)

第18条 知事は、規則第17条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(雑 則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関する事務は、国の「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱」及び「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱施行細則」に準じて行うものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和57年2月20日から施行し、昭和56年7月1日以降着手した事業について適用する。

2 昭和56年度における補助金の交付申請の提出期限については、第3条の規定にかかわらず昭和57年2月28日とする。

附 則（昭和61年6月1日改正）

この要綱は、昭和61年6月1日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月1日改正）

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成9年10月1日改正）

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日改正）

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年7月10日改正）

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

附 則（平成15年7月25日改正）

この要綱は、平成15年7月25日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月7日改正）

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1 (第 3 条 関係)

年 月 日

埼玉県知事 様

坑廃水処理事業者の名称
及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金交付申請書
休廃止鉱山鉱害防止処理費の補助金として金 円の
交付を受けたいので、処理計画書及び処理明細書を添えて申請します。

記

- 1 坑廃水処理費補助対象鉱山の名称及び鉱種名
- 2 処理施設の所在
- 3 鉱害の状況
 - (1) 処理を必要とする理由
 - (2) 予想される鉱害の種類及び規模
- 4 処理計画の概要

5 処理による効果

6 処理期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

7 坑廃水処理事業の経費の内訳

8 添付資料

(1) 鉱害の状況を説明する資料

イ 坑廃水処理補助対象鉱山の位置を示す図面

ロ 水質の分析値等に関する資料

ハ 処理箇所とその下流において鉱害を発生するおそれのある物件の
関係を示す図面

(2) 坑廃水処理補助金対象経費を算出する基礎とした資料

様式 2 (第 4 条関係)

処 理 計 画 書

- 1 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
- 2 坑廃水流出の状況
 - (1) 処理すべき排出口等の鉱山施設名
 - (2) 処理すべき坑廃水の量及び水質
- 3 処理内容
 - (1) 坑廃水の処理の方法及び系統
 - イ 施設の種類、数及び最大能力
 - ロ 処理により沈でん物を生ずるときは、その量及び処理方法
 - (2) 処理に要する薬剤の種類及びその投入法
 - (3) 処理に要する人員
 - (4) 処理後の目標水質及び緊急時の対策等
- 4 処理の実施における管理体制
 - (1) 処理事業の実施における安全面及び環境面の管理体制及びその内容
 - (2) 処理水の水質管理方法
- 5 添付書類
 - (1) 坑廃水処理系統図（関係河川名も明示すること）
 - (2) 処理施設図（平面図、断面図）
 - (3) 処理施設の位置図

様式 3 (第 4 条関係)

処 理 費 明 細 書

1 総括表

(鉦山分)

費 用	費用の細目	坑 廃 水 処 理 経 費	坑 廃 水 処 理 補 助 対 象 経 費	補 助 金 額	算 定 基 礎	備 考
	小 計					
	小 計					
合 計						

- (注) 1 必要な場合は代価表及び計算書を添付すること。
 2 備考欄に費用の細目ごとに直営、請負の別を記載すること。
 3 同一項目で直営、請負両方に係るものは、その両方を併記のこと。

様式 4 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年度休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けをもって申請のあった〇〇〇鉱山に係る休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金については、埼玉県補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項及び埼玉県休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条及び交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けをもって申請のあった〇〇〇鉱山に係るものであって、その内容は次のとおりである。

1 坑廃水処理補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。

ただし、坑廃水処理事業の内容が変更された場合において、坑廃水処理補助対象経費又は補助金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによる。

坑廃水処理経費	
坑廃水処理補助対象経費	
補助金額	

2 経費の内訳

費目	坑廃水処理経費	坑廃水処理補助対象経費	補助金額
合計			

3 補助金の交付を受けた坑廃水処理事業者は、規則その他の法令並びに「埼玉県休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金交付要綱」及び「埼玉県休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金交付要綱に基づく検査等についての基本方針」に従わなければならない。

4 補助金の交付を受けた坑廃水処理事業者は、前項に定めるもののほか、当該処理に関し、埼玉県知事が指示した事項を遵守しなければならない。

様式 5 (第 7 条関係)

年 月 日

埼玉県知事 様

坑廃水処理事業者の名称
及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山鉱害防止処理の計画変更承認申請書
令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定の
通知を受けました休廃止鉱山鉱害防止処理について下記のとおり内容を変
更したいので、変更部分に係る処理計画書、処理費明細書及び変更に伴う処
理対照表を添えて申請します。

記

- 1 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
- 2 処理施設の所在地
- 3 処理を変更しようとする理由
- 4 変更処理の内容
- 5 処理変更年月日

変更に伴う処理費対照表

1 総括表

費用	費用の細目	変 更 前			変 更 後		
		坑廃水処 理経費	坑廃水処 理補助対 象経費	補助金額	坑廃水処 理経費	坑廃水処 理補助対 象経費	補助金額
	小 計						
	小 計						
合 計							

- (注) 1 処理対照表には様式3の費用別内訳表を添付すること。
 2 必要な場合は代価表及び計算書を添付すること。
 3 備考欄に費用の細目ごとに直営、請負の別を記載すること。
 4 同一項目で直営、請負両方に係るものは、その両方を併記のこと。

第 号
年 月 日

様

埼 玉 県 知 事

令和 年度休廃止鉱山鉱害防止処理の計画変更承認通知書
令和 年 月 日付け第 号をもって申請のあった〇〇〇
鉱山鉱害防止処理の計画変更承認申請については、下記のとおり承認した
ので、交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 坑廃水処理補助対象経費及び補助金額

坑 廃 水 処 理 経 費	
坑 廃 水 処 理 補 助 対 象 経 費	
補 助 金 額	

2 経費の内訳

費 目	坑 廃 水 処 理 経 費	坑 廃 水 処 理 補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
合 計			

様式 7 (第 9 条関係)

年 月 日

埼玉県知事 様

坑廃水処理事業者の名称
及びその代表者の氏名

令和 年度休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金交付申請取下届
令和 年 月 日付け第 号をもって休廃止鉱山鉱害防止
処理費の補助金交付決定の通知を受けましたが、当該決定の通知に係る補助
金の交付申請は、下記により取り下げます。

記

- 1 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
- 2 処理施設の所在地
- 3 取り下げの理由

様式 8 (第 10 条関係)

年 月 日

埼玉県知事 様

坑廃水処理事業者の名称
及びその代表者の氏名

休廃止鉱山鉱害防止処理 (着手再開) 届
令和 年 月 日付け第 号をもって (通知承認) のあった
休廃止鉱山鉱害防止処理を下記のとおり (着手再開) したのでお届けします。

記

- 1 坑廃水処理補助対象鉱山の名称
- 2 処理施設の所在地
- 3 再開にいたるまでの経緯 (中止又は延期の場合記載)
- 4 処理着手 (再開) 年月日

様式 9 (第 1 2 条 関 係)

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

坑 廃 水 処 理 事 業 者 の 名 称
及 び そ の 代 表 者 の 氏 名

休 廃 止 鉱 山 鉱 害 防 止 処 理 実 績 報 告 書

令 和 年 月 日 を も っ て 休 廃 止 鉱 山 鉱 害 防 止 処 理 が 完 了 し た の
で、休 廃 止 鉱 山 鉱 害 防 止 処 理 報 告 書 及 び 処 理 費 決 算 書 を 添 え て お 届 け し ま す。

記

- 1 坑 廃 水 処 理 補 助 対 象 鉱 山 の 名 称
- 2 処 理 施 設 の 所 在 地
- 3 処 理 の 着 手 及 び 完 了 年 月 日
- 4 処 理 の 概 要
- 5 処 理 費 決 算 額

費 用	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			

様式 10（第 12 条関係）

処 理 報 告 書

1 処理の方法及び系統

(1) 施設の種類、数及び最大能力

(2) 処理により沈でん物が生じた時はその量及び処理方法

2 処理に要した薬剤の種類及びその投入量

3 処理に要した延べ人員

4 処理後における目標水質の達成率及び緊急時にとった措置等

(注) いずれの場合にも次に掲げる書類を添付すること。

1 坑廃水処理系統図（関係河川名も明示すること）

2 処理施設図（平面図、断面図）

3 処理施設の位置図

様式 1 1 (第 1 2 条関係)

○ ○ ○ 鉱 山 に 係 る 処 理 決 算 書

1 総括表

区分	事項 費用	坑廃水処理 経費	坑廃水処理 補助対象 経費	実支出額	確定見込額	備考
支 出						
		計				
収 入	国庫補助金					
	地方公共団体補助金					
	坑廃水処理事業者負担					
	計					

様式 1 2 (第 1 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定をした
令和 年度休廃止鉱山鉱害防止処理費補助金について、〇〇〇鉱山に係
る処理実績報告書及び処理費決算書の審査並びに現地調査を行った結果、交
付すべき補助金の額を金 円と確定したので、交付要綱第 1
4 条の規定により通知します。

様式 1 3 (第 1 5 条 関 係)

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

坑 廃 水 処 理 事 業 者 の 名 称

及 び そ の 代 表 者 の 氏 名

〇〇〇 鉱 山 に 係 る 休 廃 止 鉱 山 鉱 害 防 止 処 理 費
補 助 金 精 算 払 請 求 書

令 和 年 月 日 付 け 第 号 を も っ て 補 助 金 の 確 定 を 受 け
た 休 廃 止 鉱 山 鉱 害 防 止 処 理 費 補 助 金 の 精 算 払 い を 受 け たい の で、 下 記 の と お
り 請 求 し ます。

記

補 助 金 確 定 額	概 算 払 受 領 額	精 算 払 受 領 額	備 考

様式 1 4 (第 1 5 条 関 係)

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

坑 廃 水 処 理 事 業 者 の 名 称

及 び そ の 代 表 者 の 氏 名

〇〇〇 鉱 山 に 係 る 休 廃 止 鉱 山 鉱 害 防 止 処 理 費

補 助 金 概 算 払 請 求 書

令 和 年 月 日 付 け 第 号 を も っ て 補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 を 受 け た 休 廃 止 鉱 山 鉱 害 防 止 処 理 費 補 助 金 の 概 算 払 い を 受 け た い の で 、 下 記 の と お り 請 求 し ま す 。

記

1 請 求 金 額

補 助 金 交 付 決 定 額	概 算 払 請 求 書	備 考
		進 捗 率 %
		既 受 取 額 円
	(交 付 決 定 額 × %)	差 引 受 取 額 円

2 概 算 払 を 必 要 と す る 理 由